

## 青森県教育委員会第726回定例会会議録

期 日 平成21年7月1日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

### 議事目録

- 報告第1号 議案に対する意見について
- 議案第1号 青森県スポーツ振興審議会委員の人事について…………… 原案決定
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

平成21年7月1日（水）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後1時50分
- ・出席者の氏名  
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、田村充治（教育長）
- ・説明のために出席した者の職  
細越理事、橋本理事、山谷参事、小林参事、金子参事、職員福利・教職員・生涯学習・  
スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員  
島委員、高橋委員
- ・書記  
相坂譲、坂本雄大

## 会 議

### 議事

#### 報告第1号 議案に対する意見について

(事務局説明 細越理事)

このたびの案件は、県議会第258回定例会に提出された「平成21年度青森県一般会計補正予算(第1号)案(教育委員会所管分)」、「青森県職員定数条例の一部を改正する条例案」及び「職員の退職手当に関する条例及び常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして、処理したので報告するとともに、同意した議案の内容について説明する。

はじめに、「平成21年度青森県一般会計補正予算(第1号)案(教育委員会所管分)」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、26億909万2千円である。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,467億7,515万7千円となり、一般会計予算総額の20.3パーセントを占めることになる。

計上した歳出予算は、国の経済危機対策関連の経費であり、以下、その主なものについて、説明する。

まず、教育振興費において、県立高等学校における産業教育設備及び理科教育等設備の整備に要する経費として、5億3,232万3千円を計上している。

次に、学校建設費において、国の「スクール・ニューディール」構想に呼応し県立学校の耐震化を推進するため、青森県立青森東高等学校等15校の体育館等の老朽改築、耐震診断及び耐震補強設計・工事等に要する経費として、14億8,781万2千円を計上している。また、環境に配慮した産業教育等の推進を図るため、県立高等学校2校の太陽光発電設備の整備に要する経費として、1億86万9千円を計上している。

次に、特別支援学校費において、特別支援学校における理科教育等設備の整備に要する経費として1,548万円を計上している。

以上が、今回の補正予算の概要である。

次に、「青森県職員定数条例の一部を改正する条例案」についてである。

この条例案は、平成16年に策定した青森県行政改革大綱に基づく定員適正化について、この計画期間が平成21年4月1日に終了したことから、これまでの取組実績を踏まえ、職員定数を改めるものである。

このうち教育委員会に関しましては、「学校以外の教育機関」の職員33人を削減するものである。

その内訳は、主に青森県青年の家及び下北少年自然の家の廃止によるものであるが、このほか県立図書館の組織の見直しや退職した技能職員を非常勤職員で補充したことなどによるものである。

定員適正化の取組については、教育委員会全体で76人削減したところであるが、このうち43人は派遣社会教育主事や財団法人への派遣職員など、条例で定める定数の対象外となっていることから、この度の条例改正では、「学校以外の教育機関」の職員33人について改正するものである。

なお、この条例は、公布の日からの施行である。

次に、「職員の退職手当に関する条例及び常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。

この条例案は、国家公務員退職手当法の改正に準じて、退職後において、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納等の制度を設けるために改正するものである。

その主な概要は、

- 1 退職後において、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職手当支払前であれば、退職手当の支給を制限し、支払後であれば、退職手当の返納を命ずることができること。
- 2 在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められた場合で、すでに当該職員が死亡しているときには、支払前であれば遺族等に対する退職手当の支給を制限し、支払後であれば遺族等に返納を命ずることができること。
- 3 退職手当の支給制限に際して、非違の性質などを考慮して退職手当の一部を支給することが可能な制度とし、返納についても、一部を返納させることが可能な制度とすること。
- 4 処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職等処分を受けるべき行為があったことを認めたことによる支給制限や返納命令を行う際には、人事委員会に諮問しなければならないこと。

等となっている。

なお、この条例は、公布の日からの施行である。

以上、報告する。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

(福島委員)

退職手当の返納について、「一部」ということであるが、一部とはどのくらいであるのか。

(細越理事)

在職期間中の行った処分の対象となる行為の程度によるが、例えば、免職に該当するよう

な行為については、全額返納となることもあるだろうし、停職に該当するような行為については、その程度に応じて1割～2割ということもあり得る。いずれにしても、返納命令等を行う際には、人事委員会に諮問することとなっており、これによりこの制度の公平性を保つことができる。

(島委員)

補正予算についてであるが、太陽光発電設備を整備する学校が2校となっているが、具体的にはどこの学校で、設備導入は今回が最初であるのか、また、今回の2校を選定した理由をお知らせ願いたい。

(細越理事)

今回整備する2校は、十和田工業高等学校と三本木農業高等学校であり、例えば三本木農業では、夏場の高温で鶏の産卵量が減少するという課題に対応するためのエコ鶏舎の研究やバイオディーゼル燃料の研究などをしており、十和田工業においては、建物、具体的には体育館の外壁のエコ冷却パネルの研究など、環境やエネルギーに関する研究に取り組んでおり、この2校を選定することによりそれぞれの研究に太陽光発電設備を活用するものと考えている。

また、この設備はこれまで尾上総合高校や青森東高校など4校に整備している。

(鈴木委員長)

退職手当の条例改正であるが、過去にさかのぼって適用となるのか。

(細越理事)

公布の日からの施行となっており、過去にさかのぼって適用することはない。

(鈴木委員長)

他に何か意見、質問はあるか。

なければ、報告第1号については了解した。

## 議案第1号 青森県スポーツ振興審議会委員の人事について

(事務局説明 松田スポーツ健康課長)

このたび、青森県スポーツ振興審議会委員のうち角田詮二郎委員から辞職願いが提出されたことからこれを承認することとし、その後任として、青森県市町村教育委員会連絡協議会教育長会会長、月永良彦氏を新たに委員に任命するものである。委員の任期は、平成21年7月2日から前任者の残任期間である平成22年7月5日までとなる。

なお、スポーツ振興法第18条第4項の規定に基づき、このことについて知事の意見を求めたところ、6月17日付けで同意する旨の回答を得ている。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第1号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

## そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(鈴木委員長)

6月に行った職員の公開処分の状況については、資料のとおりであるが、何か質問、意見はあるか。

なければ、今回の懲戒処分の状況については了解した。